

2. 施設整備計画

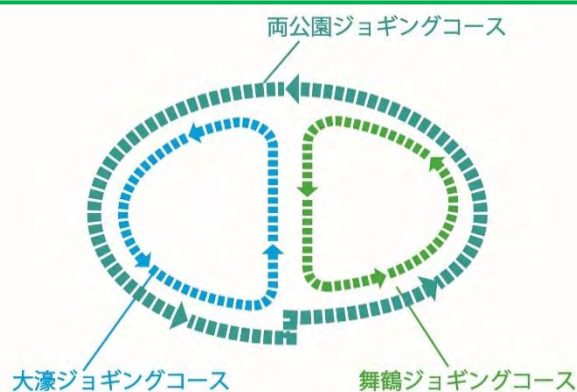
2-1. 園路計画

本編 P23,53 参照

(1) 基本的な考え方

動線計画における基本的な考え方を以下のとおり設定します。

- 大濠公園の周回園路でなされているジョギング利用が舞鶴公園や両公園全体でも可能になるよう、大濠公園と舞鶴公園をつなぐ動線の強化を図ります。
- 公園周辺の道路とのつながりや、人の動きに配慮した動線を設定するとともに、アクセスしやすく周辺からの公園の見え方に配慮したエントランス空間を創出します。
- 舞鶴公園内を周回できる動線を確保します。
- 災害時の利用にも効果的なエントランスと動線を確保します。
- 来園者がスムーズに舞鶴公園線を横断できる動線を検討します。
- 歩行者や自転車、車いす、管理車両など、それぞれの移動手段が交錯しにくい、安全で快適な動線を設定します。
- 必要に応じてペット連れの来園者も快適に利用できるようにします。



図：ジョギングコースの広がりイメージ

(2) 動線

基本的な考え方をもとに、両公園における主動線及び副動線を設定します。

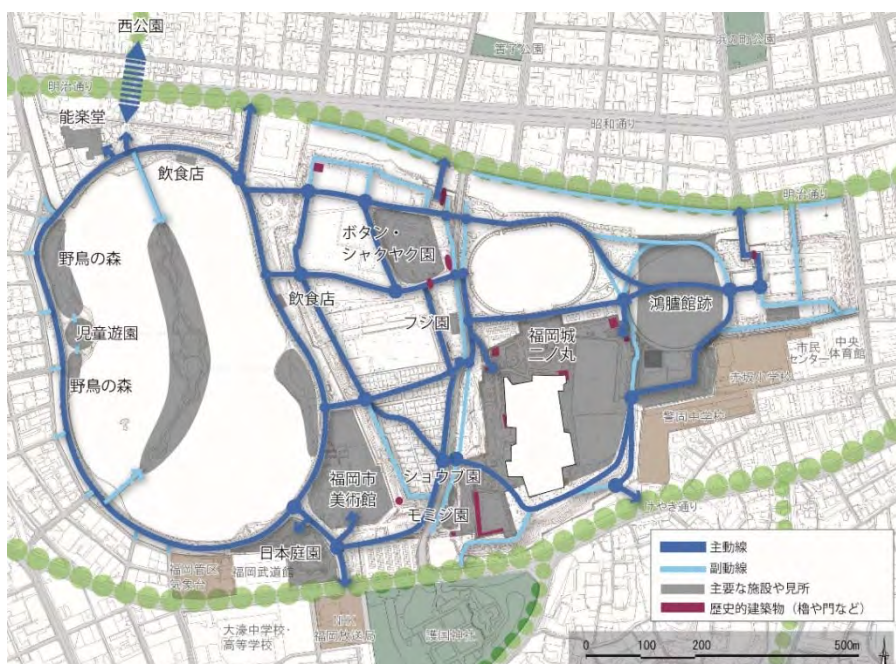
①主動線

本編第Ⅲ章実施方針 1.

(2) 主要な動線における「水辺の路」、「緑の路」、「歴史をつなぐ路」、「お堀をめぐる路」、という4つの路、及びその路につながるメインエントランスからの動線、4つの路から主要な施設や見所へとつながる動線を主動線とします。

②副動線

主動線を補完する動線として位置付けます。両公園内の様々な施設や見所に通じるよう、主動線から枝状に配置します。



図：動線計画図

(3) 幅員構成

主動線及び副動線の幅員構成は、以下の考え方に基づくものとします。

- ①**主動線**：大濠公園の周回園路での活動が舞鶴公園に広がり、一体的な活用が育まれるよう両公園内の主動線は、8～10mの幅員を基本とします。

主動線の中でも、エントランス部などの広場機能を付加する箇所は広場と合わせて15m以上の幅員を確保します。

なお、地形や文化財、舞鶴公園線等の条件の中で幅員を確保できない箇所については5～6m程度の幅員を確保します。

<両公園内の幅員8～10m程度の園路>

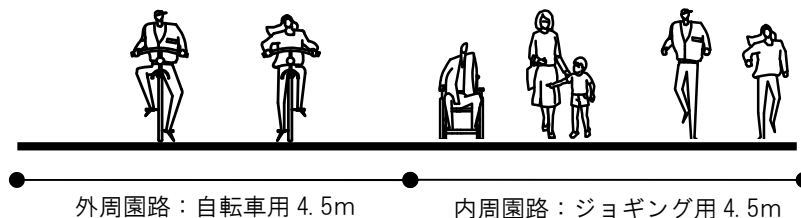


大濠公園の周回園路(内周園路と外周園路)



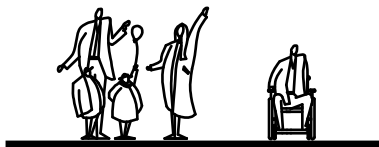
舞鶴公園の松ノ木坂御門

<大濠公園の幅員の考え方>



- ②**副動線**：副動線は、来園者と管理用トラックが安全にすれ違うことができるよう5～6m程度の幅員を基本とします。

なお、管理用トラックの通行が少ない箇所や、地形や文化財、舞鶴公園線等の条件の中で幅員を確保できない箇所については2～3m程度の幅員とします。



<両公園内の幅員5～6m程度の園路>



大濠公園のさつき橋



舞鶴公園の鴻臚館跡展示館横

2-2. 修景計画

本編 P54 参照

(1) 基本的な考え方

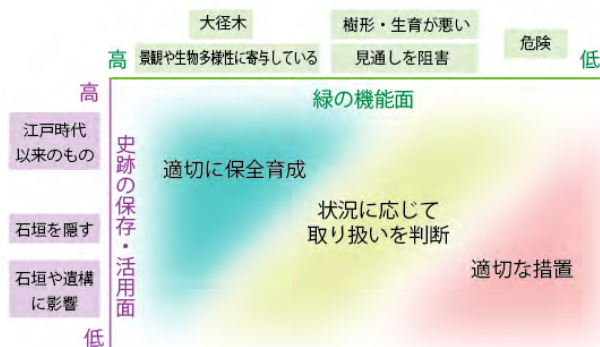
①上位・関連計画

大濠公園・舞鶴公園内での樹木整理の考え方などについて、上位・関連計画に記載されている内容は以下の通りです。

種 別	概 要
①公園	セントラルパーク構想 ・ 樹木類の樹勢・樹形、景観や生物多様性など緑の機能面からの整理 ・ 石垣を破損している、史跡に対する眺望を阻害しているなど史跡の保護・活用面からの整理 ・ 見所となる箇所を選択し、当該箇所が最も魅力的に見えるよう、周辺の整備の進捗状況に合わせ、支障となる樹木類をプログラムに基づき適正管理（剪定、伐採）
②文化財	福岡城跡整備基本計画 ・ 城郭の全体構成を来訪者が認識できるような修景・植栽を行う ・ 本丸、二ノ丸については地区区分計画の考え方に則り、将来的に歴史的景観復元を目指した樹木の更新・移植や植栽を行う。 ・ 目的に応じた植栽を、在来種を主とした樹木・草花によって行う。既存外来種については適宜除去をしていく。 ・ 石垣等の遺構保存及び修景を図る上で阻害要因となっている樹木について、適切な措置を行う ・ 本丸・二ノ丸のサクラ、二ノ丸のウメ（梅園）の保全 ・ 福岡城内に江戸時代を通して本来あった樹種については（中略）可能な範囲で既存樹種との調和を図りながら修景するものとする。 ・ 周辺地域との緩衝帯となる樹林地の保全（三ノ丸南側土塁における樹林地） 国史跡福岡城跡保存管理計画
③生物多様性	福岡市環境配慮指針 ・ 優れた自然景観資源の保全 ・ 大木・名木の保全 ・ 舞鶴公園南側のシイ林（貴重な植物群落） 生物多様性ふくおか戦略 ・ 生きものの生息環境の保全 ・ 残存の自然環境の保護・保全

②植栽の修景における考え方

樹木類の樹勢・樹形、景観や生物多様性など緑の機能面と、石垣を破損している、史跡に対する眺望を阻害しているなど史跡の保存・活用面から、既存樹木の活用と適切な密度管理をはじめとする植栽の修景を行います。



緑の機能面

○都市環境の形成

都市部の貴重な水と緑のオープンスペースとして、良好な環境の維持向上に努めます。

○憩いの場としての緑の演出

来園者が季節ごとに様々な木々や花々と触れ合うことができ、木陰で憩いたくなるような緑の演出を実践していきます。

○安全性の確保

来園者の歩行を妨げている樹木や見通しを遮っている樹木など、来園者の安全な公園利用を妨げている樹木は、剪定、伐採、移植など状況に応じて適切な対応を図ります。また、災害の防止を図るとともに、災害時の安全な避難地を確保します。

○既存樹木の更新と回復

サクラの名所として来園者に親しまれている舞鶴公園では、サクラの見所づくりを推進するとともに、老木や密植などにより樹勢が悪い樹木については専門家の判断を踏まえた上で更新や回復の措置を図ります。

○見通しの確保

両公園の一体的活用の促進に向けた一体的な景観形成と公園間の見通しの確保や、公園の魅力を公園外に発信するための、公園外から公園内に向けての見通しの確保等を図ります。

○みどりとのふれあいの場の創出

来園者に親しまれ、愛着のある公園となるよう、エントランス部や公園利用の骨格となる園路の周辺部には来園者が植え付けや管理に参加することができる花壇を設けるなど、みどりと触れ合うことができる場を創出します。



木陰で憩いたくなる樹木の演出



歩行の妨げとなる樹木等の整理



サクラの保存と更新
新たな見所づくり



外からも公園の魅力を
感じる見通しの確保



来園者がふれあうことのできる花壇の設置

○生物の生息環境の保全

大濠公園・舞鶴公園のみどりは、大濠公園の水面の外周部にある日本庭園、野鳥の森、外周緑地などや、舞鶴公園の福岡城跡の土塁とその周辺部を中心に、都心部における生物の貴重な生息場所となっているため、その生息環境の保全を図ります。史跡への影響が大きい樹種や外来種については、樹木整理を推進します。



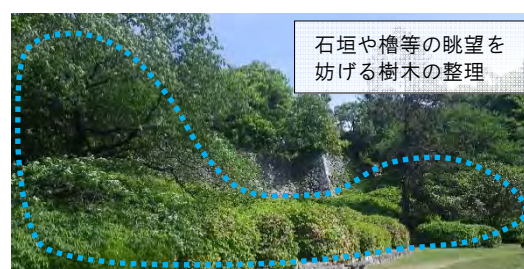
史跡の保存・活用面

○見所づくり

国指定史跡の史跡鴻臚館跡、福岡城跡、国登録記念物の大濠公園を有す公園として、見所となる箇所を選択し、当該箇所が最も魅力的に見えるよう周辺の整備の進捗状況に合わせた樹木整理を行います。

○遺構の保存に影響を与えている樹木の整理

根茎自体が石垣の内部に入り込み、石垣自体を支えていると考えられるものを除き、遺構の保存に対して影響を与えている樹木の整理を行います。



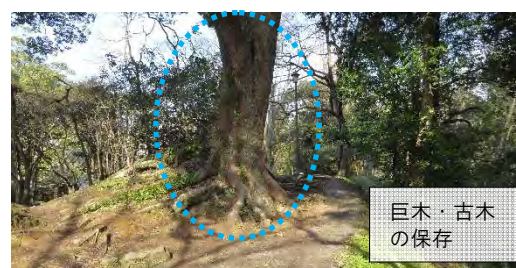
○史跡地内の外来種樹木の整理

鴻臚館跡や福岡城跡の史跡地内で新たに植栽する場合には、往時の植栽を参考に樹種を選定します。また、既存の外来種については樹木の整理を行います。



○希少樹木などの保存

両公園内の希少な樹木や巨木・古木などの保存を図ります。



(2) 植栽の修景の方向性

場所の特性に応じた植栽のゾーニングを行い、ゾーンごとの植栽の修景の方向性を整理します。



図：植栽計画図

表：ゾーンごとの植栽の修景の方向性

植栽ゾーン	植栽の方向性
大濠公園	水辺との調和に配慮するとともに、樹木が密集するエリアでは、見通しと生物多様性に配慮した密度管理を行う。また、国指定記念物としての景観保全に努める。
① 中之島ゾーン	・水辺を見ながらゆっくりできる空間となるよう木陰を配置する ・夜間利用に配慮し、安全な歩行ができるよう、適切な密度管理を行う
② 野鳥の森ゾーン	・野鳥が訪れやすい環境の維持・向上を図る
③ 外周緑地ゾーン	・住宅地とのバッファゾーンとしての機能を残しつつ、公園への見通しを確保するため、樹木の成長に合わせ伐採や剪定等の管理を行う
舞鶴公園	市民・県民の憩いの場所としてふさわしい緑の演出を図るとともに、都市部の貴重な緑地帯として、希少植物などの保存を図る
④ 芝生広場ゾーン	・広場の広がり妨げないよう、利用者に木陰を提供する樹木を広場の外縁部を中心に配置する ・石垣への見通しの妨げになる樹木の整理を行う ・石垣への見通し配慮したうえで、住宅跡地を部分的に活用して新たなサクラの名所づくりを行う

⑤御高屋敷ゾーン	・御高屋敷から芝生広場や石垣を眺めたり、芝生広場や舞鶴公園線側からも様子がうかがえるよう、斜面の樹木整理を行う ・季節を感じられるボタンやシャクヤクなどの保全に努める ・舞鶴公園線に隣接する東側の箇所については、樹木が繁茂しており、薄暗く、利用しにくい状況となっていることから舞鶴公園のエントランス空間として樹木整理を行う
⑥お堀ゾーン	・明治通りから土塁の上端部ができるだけ連続して見えるよう樹木整理を行う ・季節を感じられるサクラやハス、スイレンなどの保全に努める ・石垣への見通しの妨げになる樹木の整理を行う
⑦舞鶴公園線ゾーン	・公園や史跡の雰囲気と調和した樹木の整備を行う。配置する樹木は道路沿いの街路樹のように同じ樹種を等間隔で列植するのではなく、バス停付近や歩道沿いの休憩所付近には木陰を確保し、石垣への見通しを確保したい箇所には植栽をしないなど、場所の特性に応じて密度を調整する ・福岡城跡ゾーンに隣接する現在のつつじ園は芝生広場ゾーンの利用者や、舞鶴公園線を通行する人々から石垣が見えやすいよう樹木整理を行う
⑧福岡城跡ゾーン	・石垣や櫓への見通しや遺構の保存に影響している樹木は伐採や剪定などの適切な管理を行う ・既存の外来種の伐採を進めるとともに、今後新たに樹木を配置する場合は、元々福岡城跡に植えられていたと考えられる在来種を選択する。 ・季節を感じられるサクラやウメ、ショウブなどは、遺構の保存や復元に影響のない範囲で保全に努める
⑨鴻臚館跡ゾーン	・鴻臚館では元々植栽があまりなかったと考えられていることに加え、地下遺構に対しても植栽が影響を与えることが懸念されるため、機能的に最低限必要な植栽のみ配置する
⑩土塁ゾーン	・両公園の一体的な活用や土塁の視認性向上に向けて、樹木の密度が高い場所は生態系への影響に配慮したうえで樹木整理を行い、見通しの確保を図る ・遺構の保存に影響が出る樹木等は伐採や移植などの樹木整理を行う ・希少生物の生息環境に配慮した植物管理を行う ・遺構の保存や利用者の安全性に影響の無い古木や巨木については保全に努めることを基本とする

(1) 基本的な考え方

休養施設計画における基本的な考え方を以下のとおり設定します。

- 素材や形状、色などに共通性を持たせ、大濠公園、舞鶴公園全体で統一感のあるデザインとします。
- 園内の回遊動線や広場など、多くの人が利用しやすい位置に新設することとします。
- 整備後の維持管理を考慮し、エリアごとに整備を進めるものとします。
- 石垣など、景観を阻害する場所への設置は避けることとします。
- 景色の良い場所に新設し、四季の魅力や歴史・文化を体感できる空間を演出します。
- 園路沿いの木陰など、休憩しやすい位置への配置を基本とします。

(2) 場所毎の配置

既存の休養施設は適切な維持管理を行いながら継続して活用することとし、老朽化などに伴う再整備のタイミングに合わせて更新します。移転跡地の整備や新たな動線の整備に際しての休養施設の配置の考え方については、園路沿いの木陰など、休憩しやすい位置への配置を基本とし、その概要を以下に整理します。

A. 大濠周回園路・中之島周辺

大濠公園は、現在周回園路及び中之島周辺に配置されており、いずれも水辺への眺めを阻害しないよう配慮されています。今後も、快適性を損なわないよう施設の更新を行っていきます。

B. 本丸・ウメ園周辺

本丸は、サクラや広場、天守台の石垣への眺めに配慮し、休憩しやすい場所に配置します。ただし、天守台石垣の写真を撮影する際に画角に入る位置には設置しないこととします。ウメ園については、西側に集中して配置されている現況から、全体的に均一になるように、広場や園路沿いに配置します。

C. 三ノ丸広場周辺

主要な動線上や人が溜まりやすい場所、広場を見渡せる場所、木陰を中心に配置します。設置密度については、動線の利用状況に合わせて検討するものとします。また、くじら公園周辺部では遊具の更新のタイミングとの調整を図りながら遊具で遊ぶ子どもたちを見守ることができる位置への配置を基本とします。

D. 舞鶴中学校跡、城内住宅跡周辺

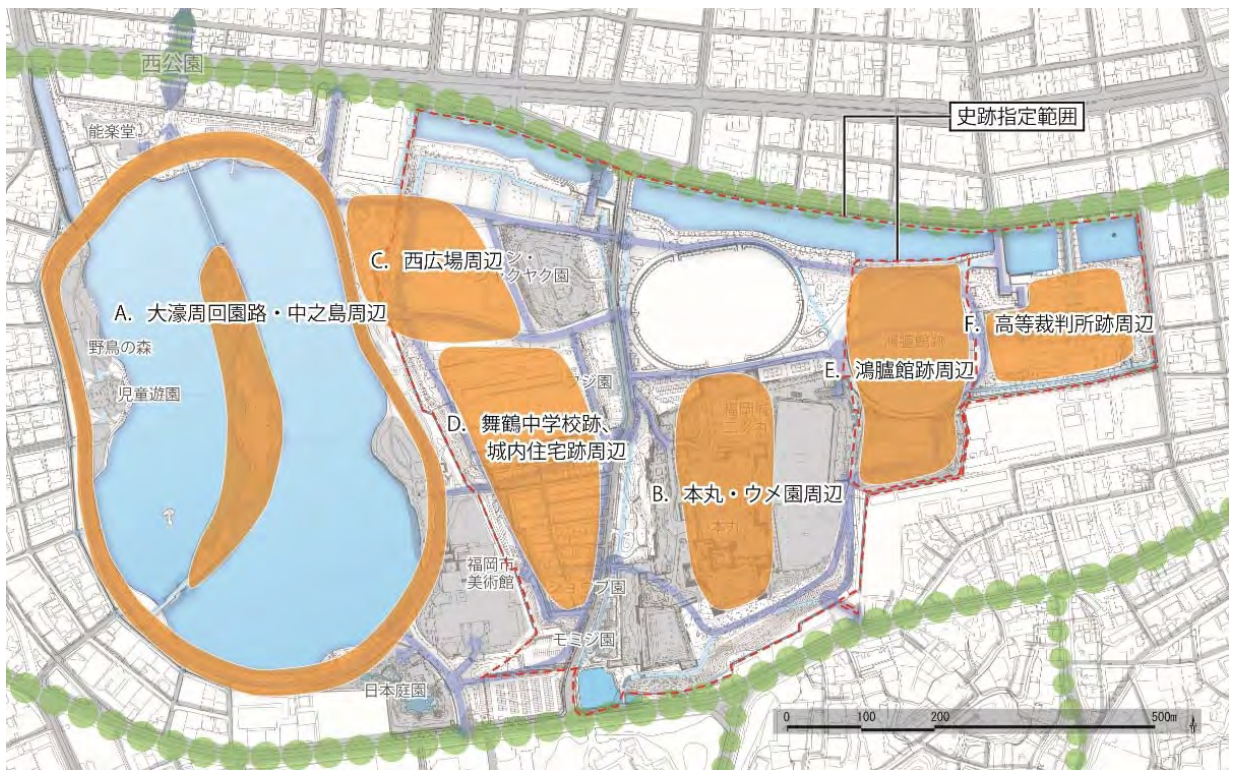
広場での活動や舞鶴公園の石垣、大濠公園の水面などが見える眺望点や、園路周辺部の休憩場所などに設置します。

E. 鴻臚館跡周辺

遺構のき損や復元された建造物等の見通しなどに配慮しながら、鴻臚館跡の遺構や福岡城跡の石垣への眺望点などを中心に設置します。

F. 高等裁判所跡周辺

天神地区側からのアクセスポイントとして、来園者が待ち合わせなどに利用しやすい位置や鴻臚館跡への眺望点などを中心に配置します。



図：休養施設のエリア区分

(3) デザインイメージ

休養施設は来園者に憩いの空間を提供する重要な施設であるとともに公園の印象を左右する重要な施設です。現在、大濠公園には水辺への見通しを阻害しないよう、背なしのベンチが設置されています。今後、大濠公園については芸術文化エリアにふさわしいデザインの休養施設の設置や、舞鶴公園については、石垣など福岡城跡の本丸・二ノ丸などと鴻臚館跡の歴史的な景観との調和に配慮したデザインの休養施設の設置が必要とされています。

休養施設のデザインの考え方については、設置箇所や想定される利用状況などの特性に応じた適切なデザインのものを設置することとします。

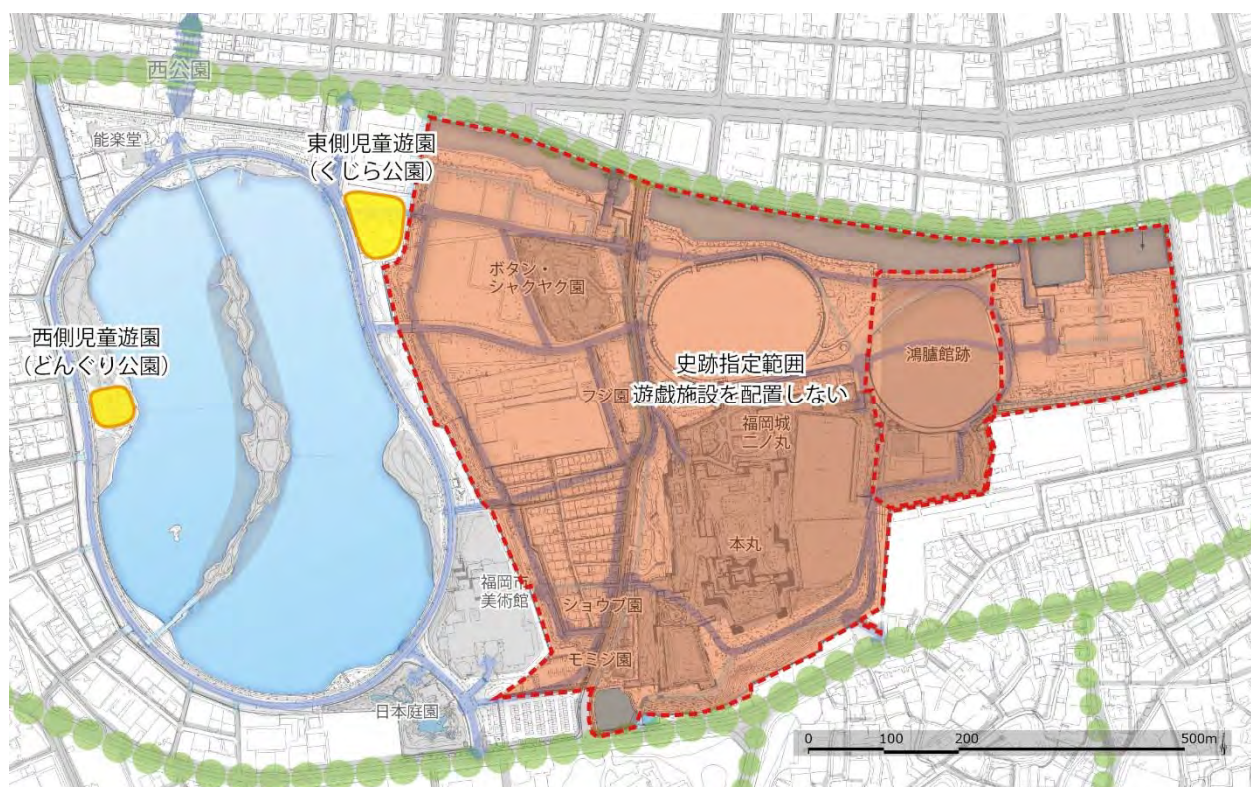
2-4. 遊戯施設計画

本編 P56 参照

(1) 基本的な考え方

遊戯計画における基本的な考え方を以下のとおり設定します。

- 遊戯施設は史跡指定地内には設置しないことを基本とします。
- 大濠公園内の西側児童遊園（以下どんぐり公園）と東側児童遊園（以下くじら公園）を継続的に活用することとします。



図：遊戯施設計画図

(2) 遊具のイメージ

くじら公園は芸術文化エリアの中の福岡市美術館と能楽堂をつなぐ場所に位置しています。芸術文化の雰囲気が施設内にとどまらず屋外へと広がりを見せると共に、遊具で遊ぶ子どもたちが幼いころから芸術や文化と触れ合うことができるよう、くじら公園の遊具は、老朽化などによる施設更新のタイミングを踏まえて、芸術性の高い遊具へと更新します。



図：芸術性の高い遊具のイメージ（モエレ沼公園の事例）（モエレ沼公園 HP より）

2-5. 便益施設計画

本編 P57～60 参照

(1) 基本的な考え方

便益施設計画における基本的な考え方を以下のとおり設定します。

- 施設計画の指標となる年間来園者数や、現在の利用状況をもとに、適切な容量を確保します。
- 新たに施設を設ける場合には、遺構の保存に影響の無い位置に配置することを原則とし、来園者の利用動線を踏まえて、安全で利用しやすい位置を選定します。
- 施設の更新や新設の際には、復元された建物や歴史的建造物と間違えられないよう外観に配慮します。形状・素材・色彩等のデザインの統一を図るとともに、シンプルで素材感を活かしたデザインとします。

(2) サービス施設

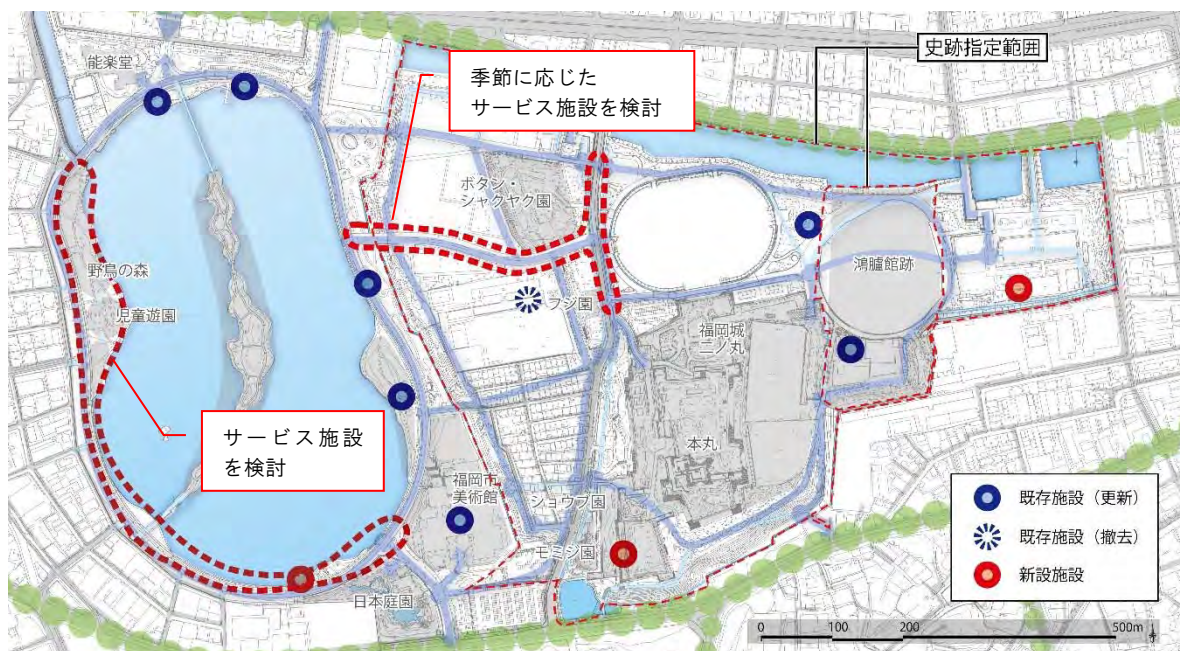
大濠公園では現在、福岡市美術館や日本庭園などの施設も含めて、5個所に飲食・物販などのサービス施設が配置されています。今後、両公園の一体的な活用を図るため、それぞれの公園の特徴を活かしながらサービス施設等の配置や整備水準の検討を行います。

■配置方針

- ・既存施設の売店、ボートハウス、スターバックスコーヒー、宝亭については、契約や建物の更新時期に合わせて、利用者のニーズを踏まえながら施設の拡張や追加を検討します。
- ・高等裁判所跡に設置する（仮称）セントラルパーク総合案内施設への新たなサービス機能の導入を検討します。
- ・多聞櫓周辺では、保存・修復整備の時期を捉えてサービス機能の追加を検討します。
- ・ボタン・シャクヤク園において、花々や広場での景色を楽しみながら休憩することができるような施設の配置を検討します。
- ・大濠公園の南西側では、水面や野鳥の森の豊かな緑、日本庭園等の環境を活かしたサービス施設の導入を検討します。
- ・ジョギング利用者等の為のロッカー・シャワー等の設備を備えた施設の導入を検討します。
- ・親子連れの為の授乳室等を備えた施設の導入を検討します。
- ・三ノ丸広場沿いの園路など今後の利用が見込まれる箇所は、積極的にサービスの充実を図っていきます。この園路から高等裁判所跡までをつなぐ動線は、今後の整備に合わせて施設の充実を検討していきます。



サービス施設のイメージ（首里城公園内の展示・休憩スペースと売店）



図：サービス施設図

(3) トイレ

大濠公園では、周回園路沿いに点在して5個所のトイレが設置されており、舞鶴公園では、公園全体に分散して10個所のトイレが設置されています。

トイレは現状公園内に設置されている穴数で十分な容量が確保できています。今後は海外からの来訪者や体の不自由な方々など、誰もが利用しやすいよう適切な配置や整備水準の向上を図ります。また、非史跡施設移転跡地では、新たにトイレを設置する必要があるかを見定めたうえで、適切な箇所に配置します。

■整備状況

「都市公園技術解説書」をもとに、最大入園者数と公園便所利用率の関係から推計するとトイレの必要穴数は84穴となります。現在両公園内には屋外だけでも120穴が整備されているため、十分な穴数が確保できている状況となっています。また、舞鶴公園に設置されている既存屋外トイレのほとんどは和式となっています。

表：トイレの穴数（平成31年3月時点）

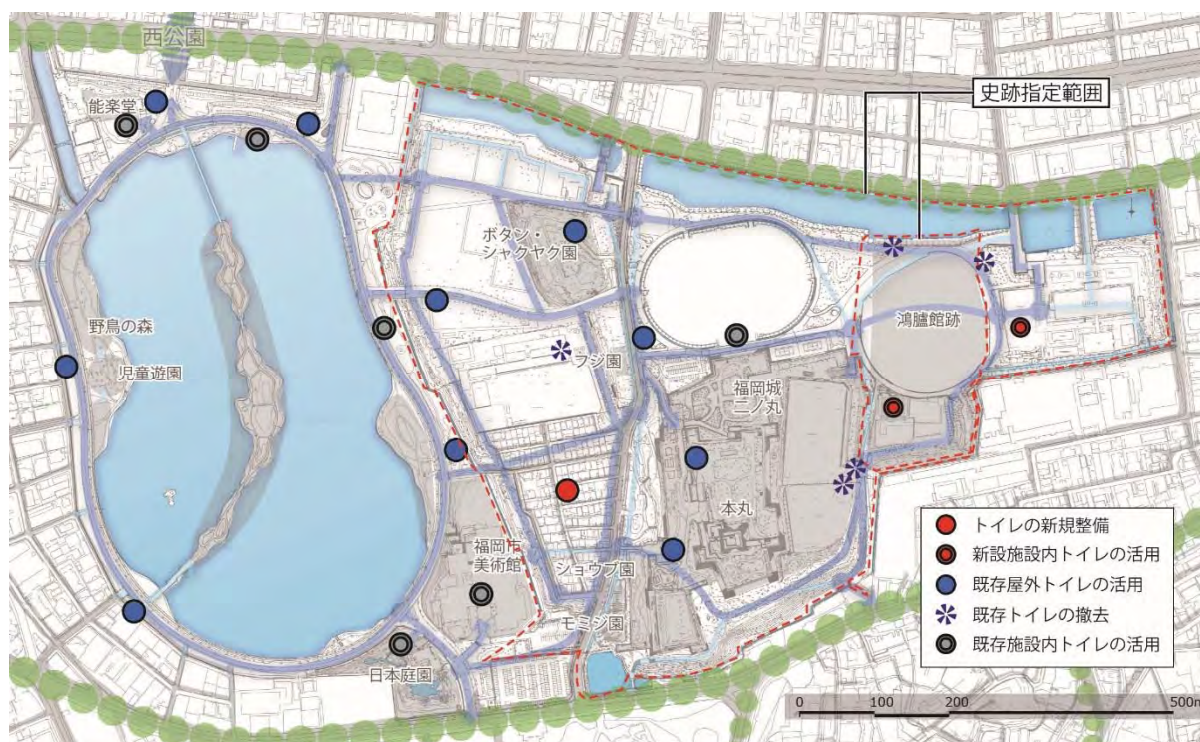
公園名	箇所数	男子			女子		多目的
		小	和式	洋式	和式	洋式	
大濠公園	5ヶ所	13	0	7	2	13	5
			0%	100%	13%	87%	100%
舞鶴公園	9ヶ所	37	10	3	21	5	4
			77%	23%	81%	19%	100%
合計	14ヶ所	50	10	10	23	18	9
			50%	50%	56%	44%	100%

■配置方針

- ・既存のトイレを活用していくことを基本に、老朽化しているものについては和式トイレから優先して、適切なタイミングで更新や撤去を行っていきます。
- ・新たにサービス施設を設ける箇所では、周辺の既存トイレの機能をサービス施設内に統合することを検討します。
- ・福岡高等裁判所跡地や舞鶴中学校跡地、城内住宅などの非史跡施設移転跡地では、新たにトイレを設置する必要があるかを見定めたうえで、適切な箇所に配置します。

■整備水準

- ・海外からの来訪者や体の不自由な方々など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮し、和式トイレの洋式化を図るなど、現代のニーズにあったトイレの水準とします。
- ・トイレの設置・改装に際しては、温水洗浄便座など将来的な整備水準の変化への対応を容易にするため、予め電気配線用の管路を備えることとします。
- ・福岡を代表する観光地の一つとして、長期的な視点で歴史的な景観や公園景観への調和に配慮したデザインへと統一を図っていくとともに、誰もがいつでも気持ちよく利用できる環境づくりを推進します。



図：トイレ位置図

〈参考：トイレ穴数算定の根拠〉

・必要穴数の算定

トイレの必要穴数は最大入園者数に公園便所利用率（30～80人あたりに1便器、ここでは平均値として55人あたりに1便器）を乗じて算定します。

$$\text{必要穴数} \cong \text{最大入園者数(4,600人)} \times \text{公園便所利用率}(1/55) \cong 84 \text{ 穴}$$

(4) 駐車場

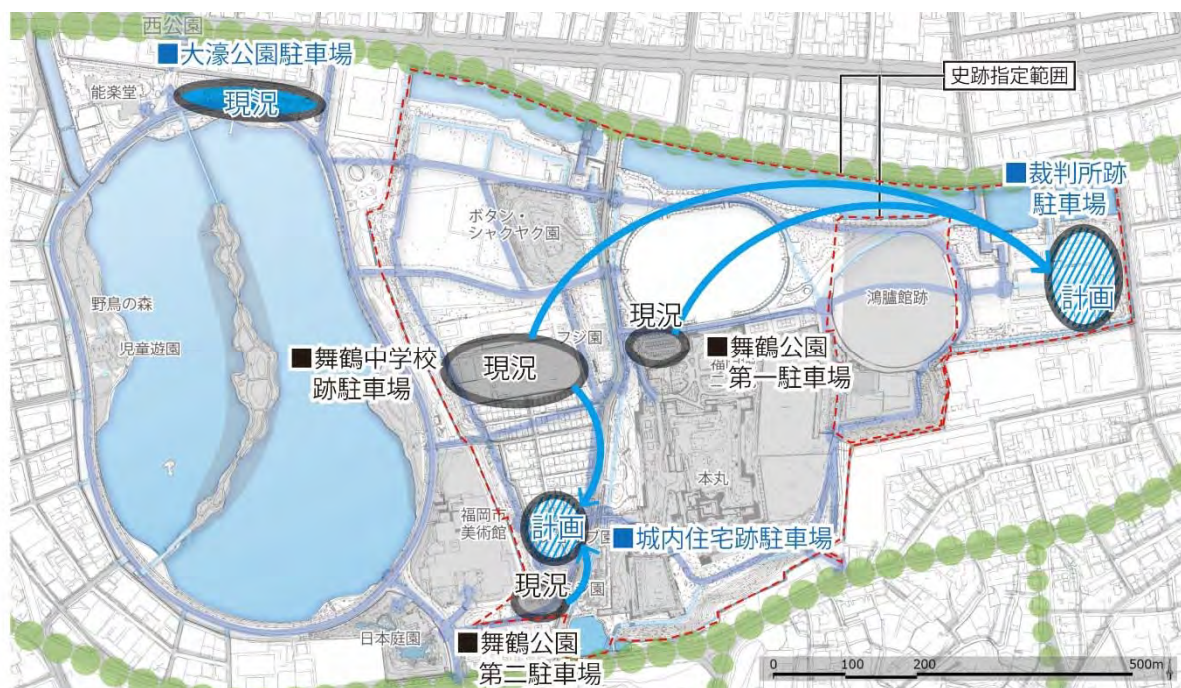
現在大濠公園と舞鶴公園には、舞鶴中学校跡地も含めて一般乗用車 513 台、大型バス 21 台を収容する駐車場が設置されています。大型バスについては、舞鶴中学校跡駐車場の大型バス回転率を見ると、約 1.0～3.0 程度ですが、一時的に混雑する現状となっています。また、両公園周辺には、多くの時間貸駐車場が位置しています。

■配置方針

駐車場は、二段階の整備を経て、将来的に史跡区域外に確保することを目標とします。

第一段階としては、車両がアクセスしやすく、歩行者動線と交錯しにくい両公園の外周部に暫定配置します。東側からの来園者への対応として福岡高等裁判所跡に暫定駐車場を配置し、舞鶴公園第二駐車場は公園南側入口部の魅力づくりや、回遊性確保等の観点から城内住宅跡に駐車場機能を移転します。将来的には、駐車場を史跡区域外で確保することとします。

駐車場は基本的に公園利用者が利用するものであることと、多くの公園利用者が公共交通を利用することを前提とし、一般乗用車やバスの適切な駐車台数の確保を図るとともに、利用料を含めた計画を行います。車いす利用者やタクシー利用者の使いやすさにも配慮します。



図：駐車場整備の流れ

■駐車台数の設定

	現況台数	計画台数			
		大濠公園 駐車場	裁判所跡 駐車場	城内住宅跡 駐車場	合計
一般乗用車	513 台	100 台	260 台	140 台	500 台※
大型バス	21 台	2 台	18 台	10 台	30 台

※算定された一般乗用車の駐車台数 500 台の内 7 台は車いす利用者用

・一般乗用車

平成 27 年 8 月に舞鶴中学校跡地の旧グランド部分が暫定的に駐車場として活用され始めたことで、駐車場の不足は一時的に解消されており、今後も現況の駐車台数を維持していく必要があります。

・車いす利用者用駐車場(一般乗用車の内数)

$$\begin{aligned}\text{必要台数} &= \text{当該駐車台数} \times (1/100) + 2 \\ &= 500 \text{ 台} \times (1/100) + 2 \\ &\underline{\underline{= 7 \text{ 台}}}\end{aligned}$$

「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」より

・バスの駐車台数の算定

現在、大型バス 21 台を収容する駐車場が設置されていますが、近年アジアから福岡への観光客が増加していることで、大型の観光バスが増加している現状を踏まえ、バスの駐車台数を確保します。台数については、護国神社大鳥居前駐車場に大規模な駐車場が位置しているため、現況の 21 台から追加 10 台程度確保することを目標とします。

(現況 21 台) より 10 台程度追加→約 30 台

また、バスの必要台数は、近隣のバス駐車台数の影響を受けるため、今後市内全体の整備状況を鑑みて、両公園の駐車台数を調整します。

・各駐車場における駐車台数

配置方針と駐車台数の算定結果にもとづき、各駐車場における駐車台数を設定します。また、駐車マスの配置に際しては上記の駐車台数に加えて、利用状況に応じて一般乗用車用の駐車スペースの一部を大型バス用に振り向けることが可能となるような工夫を行います。

〈参考：駐車場の他事例〉

公園名	開園面積	駐車台数	
		一般乗用車	大型バス
大阪城公園	105.6ha	269 台	94 台
金沢城公園	24.3ha	554 台	66 台
名城公園	76.3ha	596 台	28 台※3
熊本城公園	52.3ha	564 台	33 台
福岡市動植物園	20.5ha	220 台	0 台※3
海の中道海浜公園	293.5ha	3360 台	61 台

※1：各ホームページで案内されている駐車場情報をもとに作成しています。

(公園区域・史跡指定地外も含む)

※2：優先駐車場含む

※3：通常時は一般乗用車用として使用している駐車場は、バスの駐車台数として含めない

(5) 駐輪場

現在、両公園に設置されている駐輪場は大濠公園に 7 箇所、舞鶴公園に 1 箇所、計 186 台の駐輪スペースを有しています。しかしながら、実際には駐輪場でない場所への駐輪が目立ちます。また、料金はすべて無料ですが、地下鉄駅周辺の駐輪場は有料のため、地下鉄利用者など公園利用以外による駐輪も多くなっています。

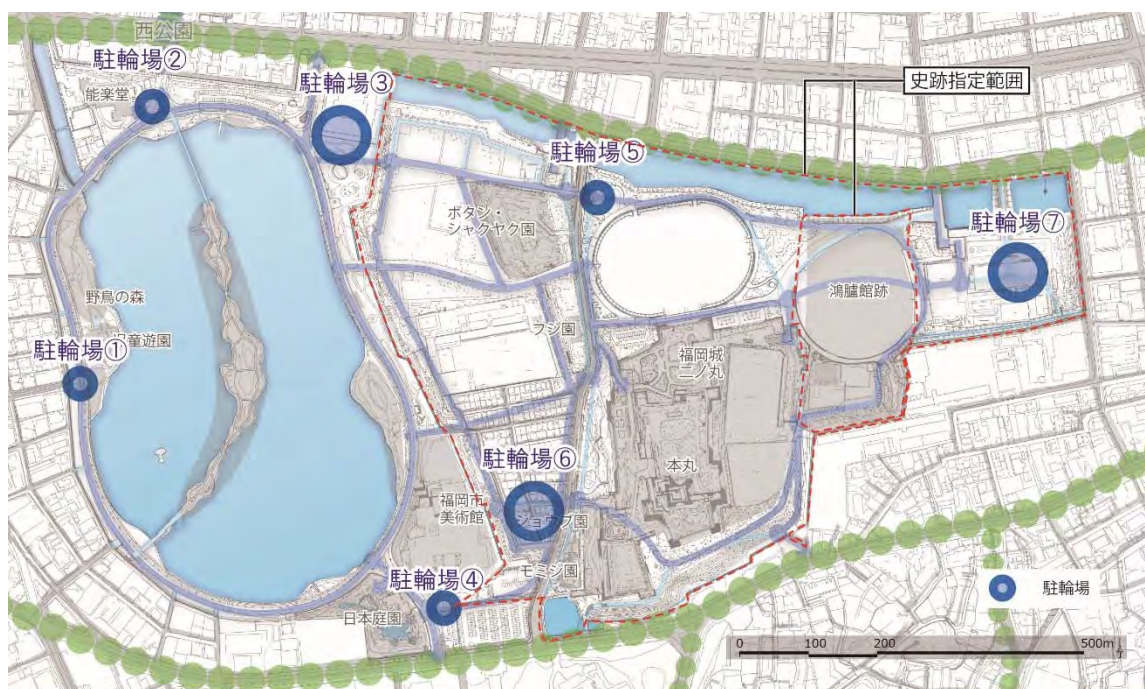
■配置方針

・車両動線との分離

来園者が駐輪するにあたりできるだけ車両動線と交錯しない位置に駐輪場を配置します。

・駐輪台数の分配

駐輪場の配置は、駐車場やエントランス周辺に設置することとし、平成 25 年度に実施された交通量調査をもとに各出入口部の来園者数の比重を考慮して設定します。なお、公園外の駐輪場の状況も踏まえ、有料化も含めた運用を視野に入れるとともに、将来的には、駐輪場を史跡区域外で確保することとします。



図：駐輪場計画図

■駐輪台数の算定

自転車の駐輪台数は最大入園者数に自転車利用率を乗じて算出します。自転車利用率は、平成 19 年度都市公園利用実態調査（国土交通省）の総合公園における値を用います。

$$\begin{aligned}
 \text{駐輪台数} &= \text{最大入園者数} \times \text{自転車利用率} \\
 &= 4,600 \text{ 人} \times 12.8\% \\
 &\div 589 \text{ 台}
 \end{aligned}$$

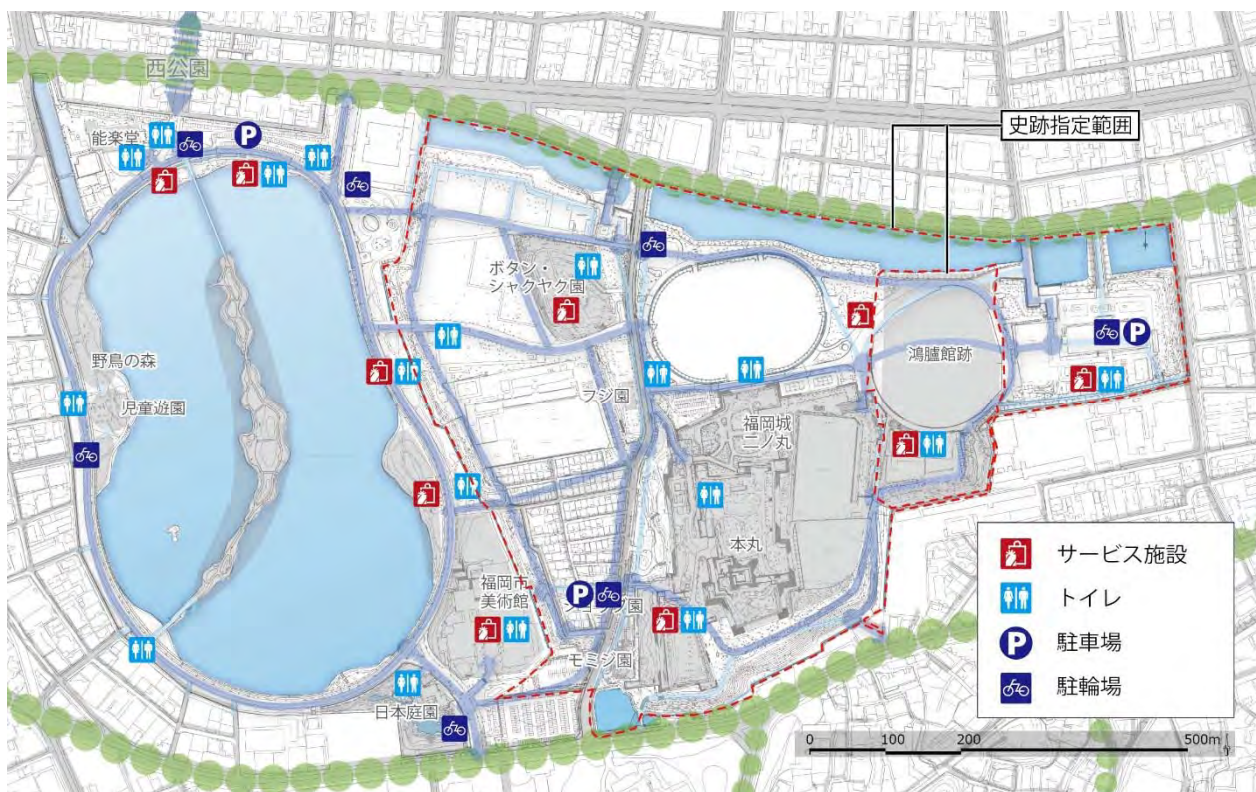
算定結果を踏まえ、現在の 186 台の駐輪台数から約 400 台程度の駐輪スペースの拡幅を図り、配置方針にもとづいて下記の通り駐輪台数を分配します。

番号	駐輪場①	駐輪場②	駐輪場③	駐輪場④	駐輪場⑤	駐輪場⑥	駐輪場⑦
台数	30 台	60 台	120 台	90 台	60 台	120 台	120 台

合計 600 台

(6) 便益施設計画のまとめ

サービス施設、トイレ、駐車場、駐輪場を重ねあわせたものを便益施設計画図とします。



図：便益施設計画図

(1) 基本的な考え方

公園の利用にあたって必要となる管理施設の内容について、防災や史跡の保存、景観の向上等の視点を踏まえ、管理施設計画における基本的な考え方を以下のとおり設定します。

- 管理施設は来訪者が安全で快適に公園を利用するために最低限必要なものを設置します。
- 史跡地内に新たに管理施設を設ける場合や既存管理施設の更新を図る際には、遺構に影響を与えないことを前提とします。
- 配線・配管類は公園や史跡の景観との調和に配慮して埋設・再配置を検討します。
- 照明は夜間の安全確保と景観の演出の二つの視点で配置します。
- デザインの統一を推進するとともに、景観に調和したシンプルで素材感を活かしたデザインとします。

(2) 門扉、柵及び車止め

柵やフェンス車止めなどの管理施設は景観への影響に配慮し、来訪者の安全性を高めスムーズな公園利用を推進するために最低限必要な箇所に設置することとします。また、石垣の上部に設置する際などは石垣への影響に配慮して適切な離隔を確保するなど、遺構への影響に配慮します。

(3) 電線類の地中化

舞鶴公園の電線の地中化を行い、景観を阻害する電柱と電線を撤去します。史跡地内のため、整備にあたっては事前に調査を行い、遺構の保存に十分留意することとします。



図：電線の地中化イメージ

（４）夜間の安全性確保

園路沿いや広場に照明施設を設置し、夜間でも安心して歩ける明るさを確保します。照明は、園路の歩行や公園・施設の出入口の確認、各種サインの確認、駐車場を出入りする車と歩行者の相互確認などと、用途によって適切な照度及び照明タイプを選ぶこととします。

整備にあたっては、公園の明かりが近隣の住宅街にとってまぶしくないように配慮します。

（５）夜間の演出

水辺や緑、史跡を夜間でも視認できるように、公園の雰囲気と調和し、夜の景観を演出する照明施設を設置します。照明は石垣や水際の樹木、水面を照らす明かりに加え、歩行者の足元を照らす明かりなど、効果的な照度及び照明タイプを選ぶこととします。また、照明器具のデザインを統一し、昼間の景観を阻害しないように留意します。鳥類など夜間の休息を阻害しないように配慮し、水際や樹木を照明で演出する場合は、範囲を限定することとします。

（６）イベント利用への対応

既存の広場を含め、舞鶴中学校跡地など新たに整備する広場は、様々な集客イベントの開催場所となることが想定されます。そのため、一時的に行われる大規模イベント等に対応できる設備の充実が必要となります。

給水・排水設備については、必要に応じて仮設便所を設置し、そのための給水及び排水系統を事前に確保します。また、電気設備については、必要に応じて埋設管等を整備します。

2-7. サイン計画

本編 P62 参照

(1) 基本的な考え方

大濠公園、舞鶴公園内には様々なサインが設置されています。これらは、設置主体や設置時期、設置目的等によってデザインが異なっており、景観の阻害要因の一つとなっています。また、設置された時期が古いものは掲示されている情報が古く、現況に即していないものもあります。

サイン計画における基本的な考え方を以下のとおり設定します。

- 両公園内に設置されているサインについてデザインと掲載情報の統一等を推進するため、両公園共通のサインマニュアルの作成を推進します。
- サインをはじめとする情報提供施設は、海外からの来訪者にも利用しやすいよう多言語での表記やピクトグラムの掲載を推進します。

(2) サインの機能と配置の考え方の整理

案内サイン

配置箇所：大濠公園・舞鶴公園とその周辺の見どころ等の位置関係について説明するサインとして主要な出入口部や主要な拠点施設など、人が集まりやすく目につきやすい位置に設置します。表示方向と地図方向を合致させることは当然ながら、手持ちの観光地図と照合しやすいように、極力、北を上にした配置となることも考慮して位置を選定します。

表示内容：公園内や周辺地域の地図
主要な出入口や施設等の位置及び名称
AEDの位置
公園内を中心とした見どころの紹介
公園内の散策ルートとその距離や時間
公園外の芸術文化施設や、歴史資源への広域的な案内 など

誘導サイン

配置箇所：来園者が目的地に行きやすいよう入口部や動線への分岐点に設置します。

表示内容：目的となる施設や見どころの名称
方向、距離 など

名称サイン

配置箇所：誘導サインに沿って回遊してきた来訪者に、目的地である見所の位置と名前を示すサインとして、見所となる場所の周辺に設置します。

表示内容：目的となる施設や見所の名称 など

解説サイン

配置箇所：解説サインは、公園内の歴史的な遺構や資源等の見所の付近に設置します。

表示内容：来園者が遺構などの姿や使われ方、往時の情景等をイメージできる写真や絵図
解説する対象の概要や歴史、QRコードで読み込めるVR・ARの解説システム など

注意サイン

配置箇所：公園を安全で快適に利用するにあたって注意が必要な箇所を選び、可能な限り集約して設置します。既存の注意サインは必要最低限のモノを除いて出来るだけ撤去、集約化を図ります。

表示内容：公園利用上の注意点
史跡指定地内での活動における注意点 など

(3) サインデザイン

○統一デザイン

大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用に向けて両公園で統一的な雰囲気作りを行っていくことを踏まえ、サインデザインは統一的な形状や素材、色彩を基本とします。

デザインの統一感が確保されていないサインや掲示されている情報が古いサインについては状況に応じて適切なタイミングで撤去し、素材や形状に統一感があるものへと更新します。

○シンプルな造形

大濠公園と舞鶴公園の魅力は、あくまで「みどり」や「歴史」、「芸術文化」「スポーツ」などであり、サインを設置することでそれらの魅力が妨げられることがあってはなりません。そのため、サイン自体は装飾をできるだけ取り除き、周囲の景観との調和が図れるようシンプルでありながら品位が感じられる造形とします。

○落ち着いた色彩

大濠公園と舞鶴公園は、鴻臚館跡や福岡城跡、大濠公園など、古代から現代まで続く歴史の重層性を感じられる場所であり、サインの役割はそれらを構成する石垣や櫓といった歴史資源について解説すると同時に、その場で鑑賞する雰囲気づくりも求められています。そのためサインの色彩は、史跡地としての雰囲気に馴染むような落ち着いたものとします。

○ユニバーサルデザイン

セントラルパーク構想に掲げてあるように、県民・市民の憩いの場として、また、歴史、芸術文化、観光の発信拠点として、公園そのものが広大なミュージアム空間となるような公園づくりを進めていくにあたって、誰もが快適に利用できる場所である必要があります。そのため、様々な人が目的地まで快適に移動し、必要な情報を取得できるユニバーサルデザインとします。

○持続性の高いデザイン

耐久性やメンテナンス性の高い素材に配慮するとともに、版面の更新などを行いやすい機能的な構造にすることで持続性の高いデザインとします。

(4) 表示内容の統一方針

サインの表示面は基本的なレイアウトや地図、写真、フォント、ロゴ、文言などの使い方の統一を図ります。また、海外からの来園者に対応して、英語の併記を原則とし、案内サインや解説サインなどは多言語表記を基本とします。また、多言語表記を基本とし、JIS 規格のピクトグラムの掲載を推進し、誰にでもわかりやすい表示内容への統一を図ります。

なお、サインの設置箇所や内容に応じて必要性の高い情報のみ多言語表記を基本としながら、表示が繁雑とならないよう留意します。また、スマートフォンアプリなどを活用し、今後増加する多国籍の来訪者への対応を図ります。

公園内の歴史的な遺構や資源等の見所付近に設置する解説サインについては、往時の情景をイメージできる写真や絵図、QR コードで読み込める VR・AR の解説システムなどにより理解を深める表示内容とします。

2-8. 災害時における公園の役割

本編 P63 参照

公園は、地震火災時等には避難地・避難路となるほか、火災の延焼防止や救援活動の拠点として機能するなど、重要な役割を果たします。

大濠公園・舞鶴公園は、都心部に近い貴重な緑地空間における、安全・安心に利用できる空間として、防災機能の強化が公園づくりとあわせて必要とされています。

(1) 基本的な考え方

「福岡市地域防災計画（震災対策編）」（平成 30 年 6 月）によると、大濠公園・舞鶴公園は、広域避難場所^(※1)に指定されており、避難有効面積は舞鶴公園が 15.4ha、大濠公園が 10.5ha となっています。また、舞鶴公園内の平和台陸上競技場及び広場は災害時のヘリコプター離着陸場に指定されています。

周辺では、地区避難場所^(※2)として赤坂小学校、警固中学校のグラウンド等が指定されており、有効避難面積は赤坂小学校が 4,200m²、警固中学校が 7,200m² となっているほか、一時避難所^(※3)には中央市民センター、中央体育館、赤坂公民館が指定されています。

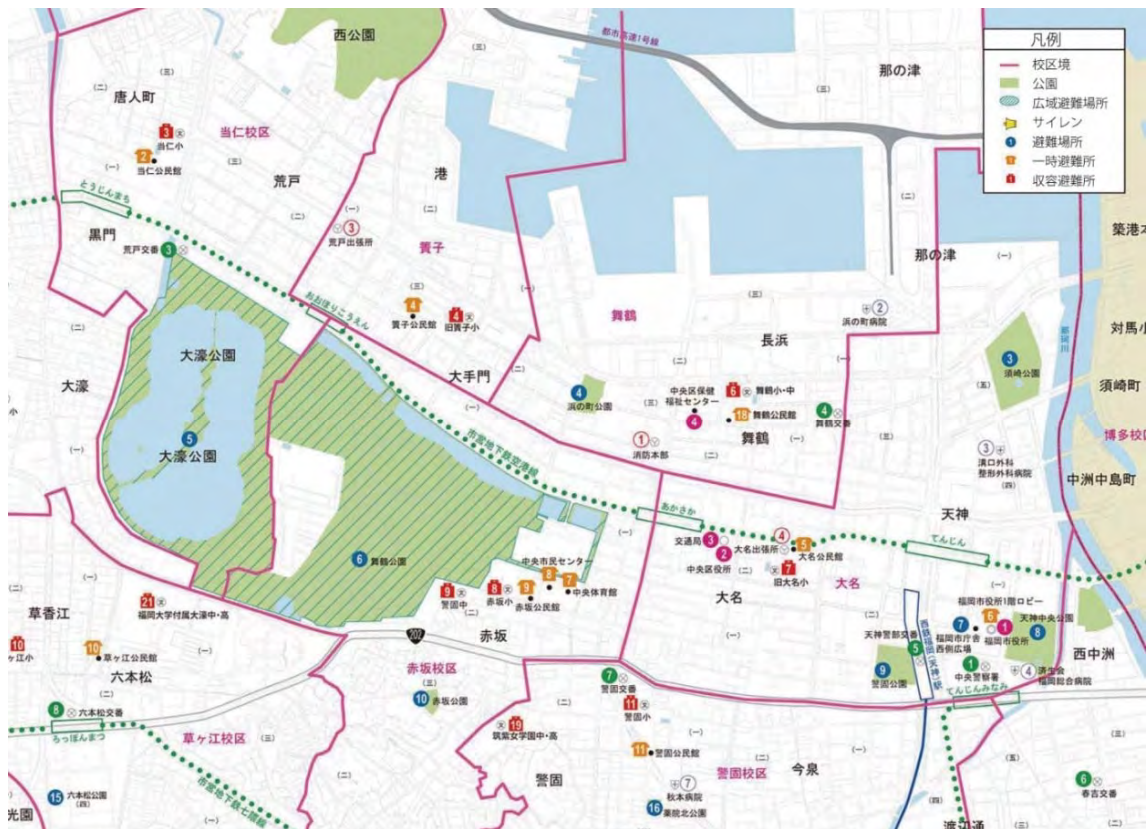


図 大濠公園・舞鶴公園周辺の避難場所等(福岡市防災マップ中央区版)

(※1)「広域避難場所」とは

大規模な災害発生時、大火災の発生、危険物の爆発等のおそれがある場合に、最終的な避難場所となり、地区避難場所よりさらに安全性が高い場所。(出典：「福岡市地域防災計画（震災対策編）」，平成 30 年 6 月)

(※2)「地区避難場所」とは

災害発生時に、家屋の倒壊、地盤の崩壊、火災の発生等の危険を避けるため、住民が一時的に避難する場所であり、容易に避難できる至近距離にある場所。(出典：「福岡市地域防災計画（震災対策編）」，平成 30 年 6 月)

(※3)「一時避難所」とは

災害により自宅で生活できなくなった被災者を収容し、一時的に生活する場を提供する施設。(出典：「福岡市地域防災計画（震災対策編）」，平成 30 年 6 月)

「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂版）」（平成 29 年 9 月）によると、防災公園の役割や機能の検討において、次の 3 点が基本（原則）とされています。

1. 都市防災全体の中での役割分担と連携（ハードとソフトの両面）を前提とする。
2. 公園の特質である“オープンスペース”と“緑”を生かしたものとする。
3. 公園の日常性（利用、土地利用、施設整備、景観、運営管理等）と整合を図る。

また、導入すべき機能の検討においては以下の事項に留意することとされています。

1. 都市全体の救援体制、システムとの整合
2. 他の防災関連施設等との機能分担と連携
3. 自立的な対応、防災機能を発揮すべき期間
4. 一体的な整備と相互利用
5. 災害時における公園の運営体制
6. 平常時の公園機能との整合と公園の立地・敷地条件
7. 公園空間を有効に活用した多様な防災機能の導入（備蓄施設やトイレなど）

以上の考え方を踏まえながら、大濠公園・舞鶴公園の災害時における利用について、基本的な考え方を以下のとおり設定します。

- 地域防災計画において広域避難場所に指定されている公園として、大濠公園と舞鶴公園で連携した防災拠点づくりを推進します。
- 平常時の公園・史跡として担う役割と、災害時に担う避難場所としての役割の両立を図ります。
- 災害時に救援活動の拠点となる中央体育館や赤坂小学校、警固中学校等の周辺施設の連携の強化を図ります。

（２）避難スペースの確保と安全性の向上

都市公園の持つ大きな特質であるオープンスペースと緑は、他の都市施設の特徴にはあまり見られないものであるため、それらを生かし、防災機能を発揮することが求められます。公園が存在することによる市街地火災等の遅延・延焼防止機能、及び避難地としての機能、救助・救援、復旧やそのほか様々な支援活動の場としての機能など、重要で多用な機能があげられます。

大濠公園と舞鶴公園は、非史跡施設の移転跡地を中心に避難スペースとして利用できる広場の拡充を図ります。

また、平成 17 年に発生した福岡県西方沖地震では、福岡城跡の石垣等が影響を受け、平成 28 年に発生した熊本地震では熊本城の石垣や櫓が崩壊しました。

避難スペースは避難場所としての安全性が確保できるよう、福岡城本丸・二ノ丸をはじめとする石垣や歴史的建造物が集中している箇所は、石垣等が崩壊するおそれがあることから、大規模な地震が発生した際には立ち入りを制限することとします。



図：熊本地震による熊本城の石垣の崩壊状況

また、熊本地震では、オープンスペースなどが「車中泊」の場として多く利用されていました。そのため、大濠公園・舞鶴公園内のオープンスペースについては、上位計画である福岡県地域防災計画や福岡市防災計画で求められる役割を果たしていくこととします。



図：公園での車中泊の様子
（出典：「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」）

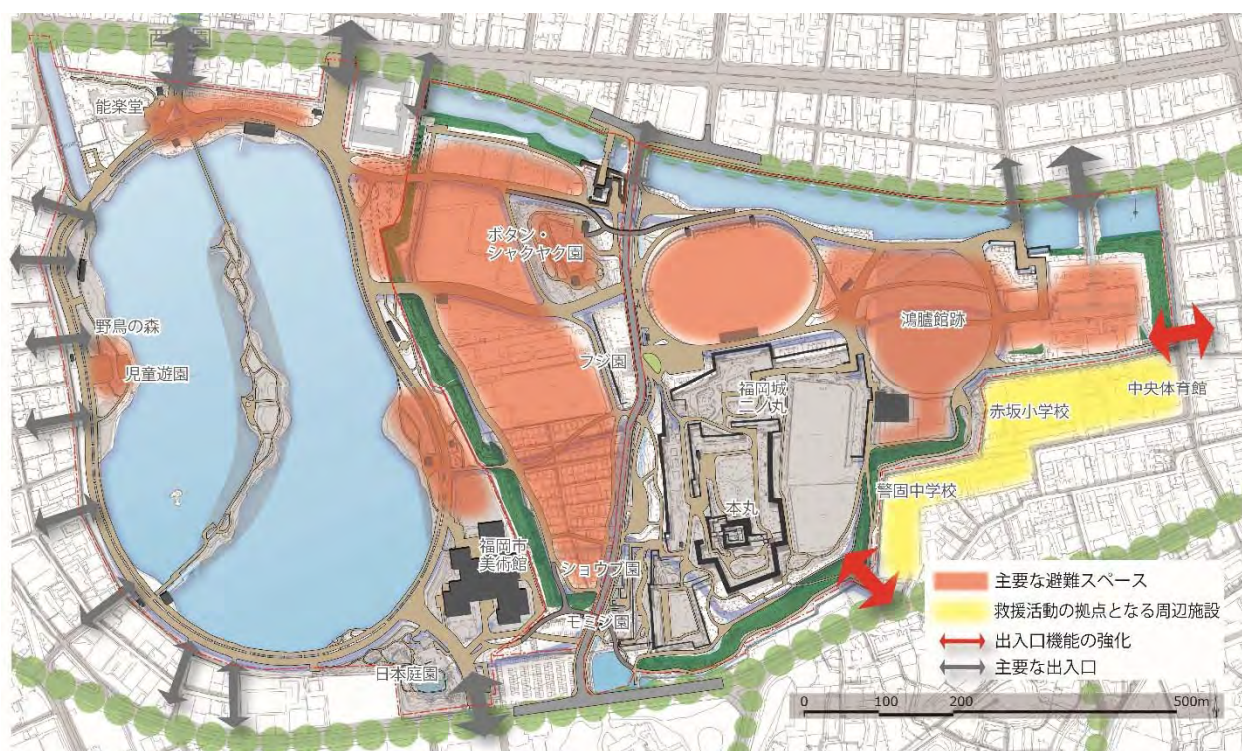
(3) 防災機能の向上のための動線確保

災害時の出入口及び園路の利用については、避難者の動線や公園入口の位置、公園内の避難者の動線、また応急対応や復旧等の救援のための諸活動における緊急車両等の動線との整合性がとれているかが重要です。

大濠公園・舞鶴公園については、災害時には天神地区のある東側からの避難者が集中することが考えられる一方で、東側から舞鶴公園に入ることができる出入口は1箇所しかなく幅員も狭い状況です。土塁の保護の観点から短期的に幅員を拡幅することが難しいことから、出入りのしやすさや、歩きやすさの向上を図るとともに、長期的な視点で周辺の公有地を活用した出入口部の拡幅を図ります。

また、公園内の主要な動線は災害時の大型車両の通行を考慮した幅員・構造とし、副動線については出来る限り緊急車両の通行を考慮した幅員・構造とします。

園路の配置については、石垣や歴史的建造物の崩壊等に配慮し、適切な離隔を確保して配置することとします。



図：公園内の主要な避難スペースと出入口

（４）防災機能向上のために導入する施設

広域避難地の機能を有する都市公園では、広域避難や一時的避難生活などの避難者への対応が強く求められるため、安全な避難スペースの他、避難や一時的避難生活をバックアップする施設が重要となります。

避難や一時的避難生活を支援する観点からは、特に生活用水やトイレに係わる施設が重要であり、救護スペースや拠点、炊事等の生活に係わる施設として、あずまや等の建築物やパーゴラ、ベンチ等も有効に活用することも検討します。

大濠公園・舞鶴公園における避難者の一時避難生活の環境向上を図る為、飲料水や食料などの備蓄、生活用水、エネルギーなどの確保にあたって以下の設備等の導入を検討します。

導入を検討する施設		
・耐震性貯水槽	・非常用井戸	・水施設（池・水流等）
・非常用便所	・非常用放送設備	・非常用通信設備
・非常用電源設備	・非常用照明設備	・備蓄倉庫

（５）周辺施設との連携

公園内の検討のみではなく、想定する災害の種類や規模に応じて、あらかじめ他の都市施設や防災関連施設との間で、防災上の機能や導入する施設（貯水槽や備蓄倉庫等）における役割分担を図り、運用や管理等においても相互に連携を図ることが重要です。

災害時の地域拠点としては中央体育館や赤坂小学校、警固中学校等が機能することから、公物資や人材、情報伝達などの連携を育む仕組みづくりを行います。

（６）平常時における施設の積極的な活用や普及啓発

被災直後については、行政側の支援体制が整っていない中で、公園の避難利用や一時的な避難生活利用等を地域住民が主体となって行うことが想定されます。また、災害時における「地域の防災力」を高めるために、地域住民一人ひとりの自助・共助に対する意識を高めることや、日頃から地域住民や住民組織等が協働する機会を創出し、協力体制を築いていくことも重要です。

そのため、平常時から公園に整備されている施設の活用体験や炊き出し訓練、ホームページ等を用いた積極的な周知を行うなど、災害時における施設の役割の周知・普及を推進します。



図：防災を考える取組み
イベントのポスター